

2018年度の公的年金額と2017年の高齢者世帯の収支

1月26日に厚生労働省が発表した「2018年度の年金額改定」、および2月16日に総務省が発表した「2017年家計調査（家計収支編）」から高齢者世帯の家計収支について、その概要をご紹介します。

【ポイント】

- 2018年度の国民年金・厚生年金額の水準は、2017年度からすえ置き。
- 2018年度の国民年金保険料は16,340円。毎年の段階的引き上げが2017年度で完了。
- 厚生労働省は5年に1度、公的年金の給付と負担のバランスが取れているか、財政検証を実施。今回は2014年に実施され、次回は2019年の予定。
- 高齢者世帯の家計収支を見ると、勤労者世帯では月間収支が黒字なもの、無職世帯では赤字が継続。

■ 1. 2018年度の国民年金・厚生年金額

2018年度の公的年金額は、2017年度からすえ置きとなりました（図表1）。

図表1 2018年度の新規裁定者（67歳以下の方）の年金額の例

	2018年度（月額）
国民年金 （老齢基礎年金（満額）：1人分）	64,941円
厚生年金（注） （夫婦2人分の老齢基礎年金を含む標準的な年金額）	221,277円 (64,941円×2人+91,395円)

（注）厚生年金は、夫が平均的収入（平均標準報酬（賞与を含む月額換算）42.8万円）で40年間就業し、妻がその期間すべて専業主婦であった世帯の給付水準

出典：厚生労働省 報道発表資料「2018年度の年金額改定について」をもとに作成、図表2も同じ

【2018年度の年金額改定の考え方】

年金額は、原則、新規裁定者（67歳以下の受給者）は賃金の変動にあわせて、既裁定者（68歳以上の受給者）は物価の変動にあわせて改定されます。ただし、賃金水準の変動がマイナスで物価水準の変動がプラスとなる場合には、高齢者の年金収入が急激に下がらないよう配慮して、年齢にかかわらず、スライドなしとするルールとなっています。

2018年度は、賃金変動率がマイナス（▲0.4%）で、物価変動率がプラス（0.5%）となったた

め、上記のルールにより新規裁定年金・既裁定年金ともにスライドなし（年金額の改定なし）とされました。

■ 2. 2018 年度の国民年金保険料

2018 年度（4 月以降）の国民年金保険料は月額 16,340 円で、前年度より月額で 150 円（注 1）の引き下げとなり、毎年 280 円の引き上げが始まる直前の 2004 年度の保険料 13,300 円より 3,040 円高い水準となりました（図表 2）。

図表 2 国民年金保険料

2017 年度	月額 16,490 円	—
2018 年度	月額 16,340 円	2017 年度から 150 円の引き下げ（注 1）
2019 年度	月額 16,410 円	2018 年度から 70 円の引き上げ（注 2）

（注 1）法律上は毎年 280 円ずつ引き上げられ 2017 年度に上限に達し、法律上の保険料は 16,900 円。さらに物価や賃金の変動を反映した一定の率（保険料改定率）を乗じるため、実際の保険料は 2017 年度と比べて 150 円の引き下げ。

【2018 年度の国民年金保険料】

$$\begin{array}{ccccccc} 16,900 \text{ 円} & \times & 0.967 & \doteq & 16,340 \text{ 円} \\ \text{(法律上の保険料)} & & \text{(保険料改定率)} & & \text{(実際の保険料)} \end{array}$$

（注 2）国民年金第 1 号被保険者に対する産前産後期間の保険料免除制度施行により、2019 年度分より法律上の保険料が 17,000 円に 100 円引き上げ（実際の保険料は 70 円引き上げ）。

■ 3. マクロ経済スライド

（1）マクロ経済スライドとスライド調整率

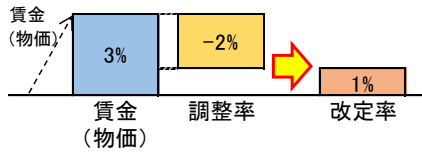
公的年金の額は、賃金変動率や物価変動率にあわせた改定に加えて、さらに「マクロ経済スライド」という仕組みによって給付水準が下方に調整されます。

具体的には、公的年金の被保険者数の減少および平均余命の伸びに基づいて「スライド調整率」が設定され、賃金変動率や物価変動率からスライド調整率を控除した率によって年金額が毎年改定されます（図表 3）。

マクロ経済スライドは、少子高齢化の進行に対応するために、年金の給付水準を自動的に調整する仕組みとして 2004 年に導入されました。マクロ経済スライドによる調整は、年金財政が長期にわたって均衡すると見込まれる（概ね 100 年後に十分な積立金を保有できると判断される）まで行なわれず。調整期間中の所得代替率（後述）は低下していき、調整期間終了後は、原則、所得代替率は一定（政府は所得代替率の下限を 50%として設定）となります。

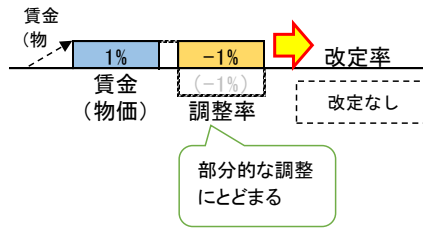
図表3 マクロ経済スライドとスライド調整率の関係（スライド調整率をマイナス2%とした場合の例（注））

<マクロ経済スライドの仕組み>

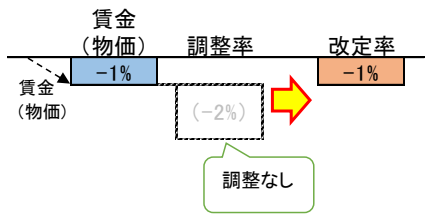


<名目下限措置>

○賃金・物価の伸びが小さい場合



○賃金・物価の伸びがマイナスの場合



（注）2018年度マクロ経済スライドによるスライド調整率はマイナス0.3%

出典：厚生労働省 年金法改正（平成28年法律第114号）成立に係る資料をもとに作成、図表4も同じ

（2）マクロ経済スライドによるスライド調整のルール見直し（2018年4月導入）

従来は、マクロ経済スライドによって、年金の名目額が前年度と比較してマイナスになってしまう場合には、年金受給者の生活水準への影響を考慮し、前年度と同額とし、マイナスにはしないこととされていました。

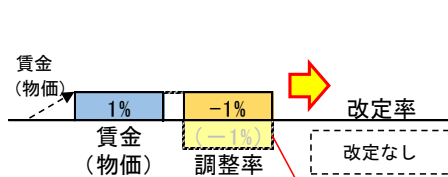
このように、マクロ経済スライドを一部しか適用しない場合、その分年金額を引き下げる期間が長くなり、長期的な年金財政の収支のバランスにも影響が出てきます。

将来、年金を受給する世代の年金の給付水準を確保するため、調整しきれなかった分を翌年度以降に繰り延べて（これを「キャリーオーバー」と呼びます）、賃金・物価が上昇した年に過去の未調整分を追加で調整する仕組みが、2018年4月から導入されました（図表4）。

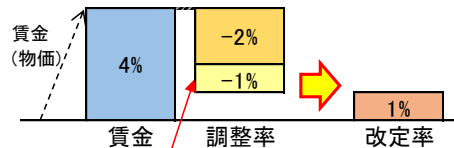
2018年度の年金額においてマクロ経済スライドの未調整分はマイナス0.3%であり、未調整分は繰り越されました。

図表4 マクロ経済スライドによる調整ルールの見直し（スライド調整率をマイナス2%とした場合の例）

<景気後退期>



<景気回復期>



未調整分をキャリーオーバー

■ 4. 所得代替率の見通し

（1）所得代替率

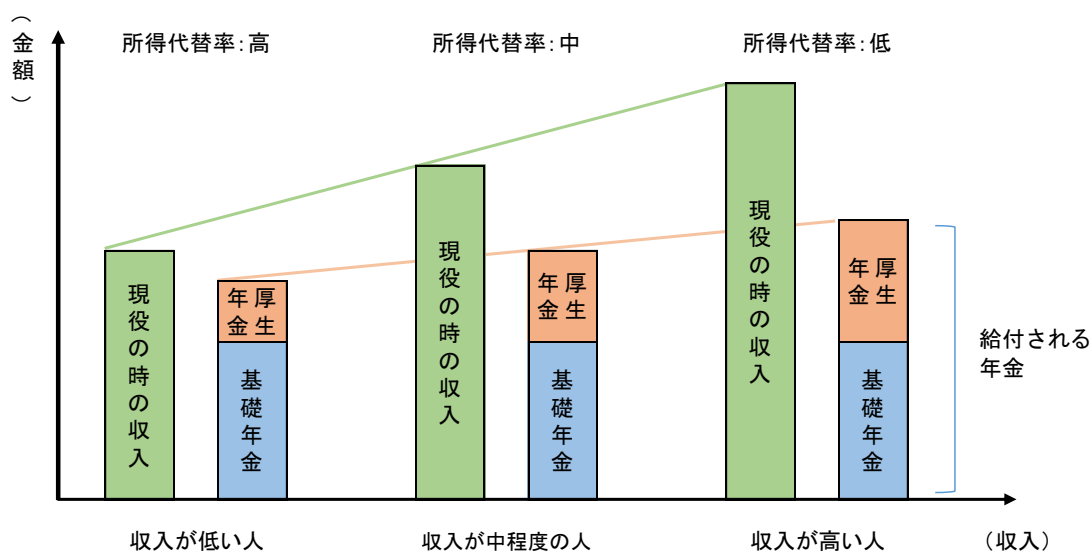
公的年金の給付水準は「所得代替率」という考えに基づき算出されます。所得代替率とは、給付開始時点の年金額を、現役世代の平均手取り収入額（賞与込み）に対する割合で示したものです。

年金額を固定すると、インフレや給与水準の上昇があったときに年金の価値が下がってしまうため、一定の価値を保障する方法として、モデル世帯（40年間平均収入で厚生年金に加入していた夫と専業主婦の妻の世帯）と所得代替率を設定し、給付開始時の現役世代の手取り収入と比べてどの程度の年金額を受け取れるか、という指標を設けています。

この所得代替率は世帯の所得水準によって異なり、世帯の一人あたりの所得が低いほど高くなります。一般に高所得世帯は個人年金や貯蓄などで老後に備えることができますが、所得の低い世帯は十分な老後の備えをすることが困難です。そのため公的年金では、世帯構成や現役時代の所得の違いを軽減するように設計され、所得の再分配が行なわれています。

ただし、実際に支給される年金は現役時代の収入に基づいて算出されますので、現役時代の所得が高い世帯の年金額が、所得の低い世帯の年金額を下回る訳ではありません（図表5）。

図表5 現役時の収入と所得の再分配による受給時の年金額



出典：厚生労働省ホームページをもとに作成

(2) 財政検証と所得代替率の予測

公的年金制度は、現役世代の保険料負担で高齢者世代を支える「賦課方式」で運営されていますが、年金財政の長期的な持続可能性を確認するため、厚生労働省は少なくとも5年に1度、公的年金の財政検証（給付と負担のバランスが取れているかの確認）を行なっています。

直近では2014年に実施し、経済状況に応じて8通りのケースを設定し、おおむね30年後の厚生年金の水準を試算しています（図表6）。

経済が成長するケース（ケースA～E）では、モデル世帯の所得代替率は将来も50%を上回る見通しですが、低成長ケース（ケースF～H）では将来的に下回る見通しとなっています。なお、次の財政検証（5年後）までに所得代替率が50%を下回ると見込まれる場合には、マクロ経済スライドによる調整期間の終了について検討を行ない、その結果に基づいて給付および負担の在り方等について検討することになっています。

2014年におけるモデル世帯の年金支給額は21.8万円、所得代替率は62.7%でした。

図表6 財政検証による将来見通し（モデル世帯）

ケース	将来の経済状況の仮定 (労働力率)	経済の前提				年金受給額	
		物価上昇率 (%)	賃金上昇率 (%)	実質運用利回り (%)	実質経済成長率 (%)	支給額 (万円・月額)	所得代替率 (注1) (%) (注2)
A	労働市場への参加が進むケース	2.0	2.3	3.4	1.4	30.1	50.9 (2044年度以降)
B		1.8	2.1	3.3	1.1	28.4	50.9 (2043年度以降)
C		1.6	1.8	3.2	0.9	26.9	51.0 (")
D		1.4	1.6	3.1	0.6	25.9	50.8 (")
E		1.2	1.3	3.0	0.4	24.4	50.6 (")
F	労働市場への参加が進まないケース	1.2	1.3	2.8	0.1	23.4	45.7 (2050年度以降)
G		0.9	1.0	2.2	▲ 0.2	21.6	42.0 (2058年度以降)
H		0.6	0.7	1.7	▲ 0.4	17.8	39.0 (2055年度以降)

(注1) ケースF～Gでは、仮に、財政のバランスが取れるまで機械的に給付水準調整を進めた場合の数値
(注2) ()内はマクロ経済スライドの調整終了年度

出典：厚生労働省「国民年金及び厚生年金に係る財政の現状及び見通し-2014年財政検証結果-」をもとに作成

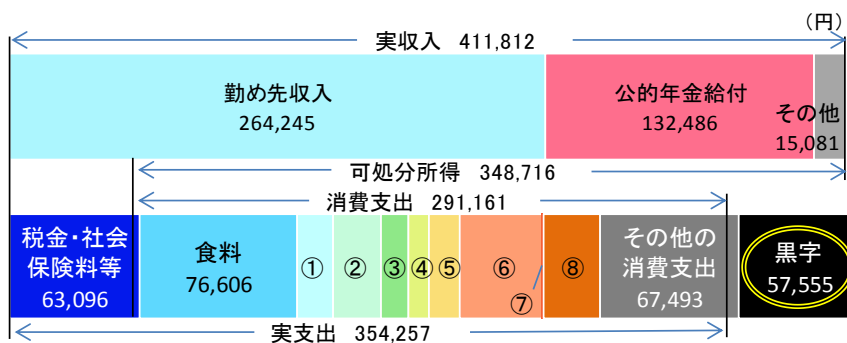
■ 5. 高齢者世帯の家計収支

高齢化・現役世代の減少等を背景に、マクロ経済スライドによって今後さらなる公的年金の受給額の調整が行なわれる見込みです。安定した老後生活を送るために、現役時代から預貯金・個人年金保険等で備える等、自助努力の必要性が高まっています。

(1) 高齢勤労者世帯

高齢者世帯のうち高齢勤労者世帯（世帯主が65歳以上の勤労者）は、実収入が1ヵ月平均411,812円で、そのうち公的年金等が132,486円と実収入の3割ほどを占めており、可処分所得は348,716円となっています。実支出は354,257円（消費支出291,161円＋税金・社会保険料等63,096円）となっており、月間収支は57,555円の黒字となっています（図表7）。

図表7 高齢勤労者世帯の月間家計収支



①住居(17,696円) ②光熱・水道(22,815円) ③家具・家事用品(13,416円) ④被服および履物(9,905円)
⑤保健医療(14,838円) ⑥交通・通信(40,336円) ⑦教育(670円) ⑧教養娯楽(27,384円)

出典：総務省統計局「家計調査報告(家計収支編)-2017年平均速報結果の概要-」をもとに作成、
図表8～11も同じ

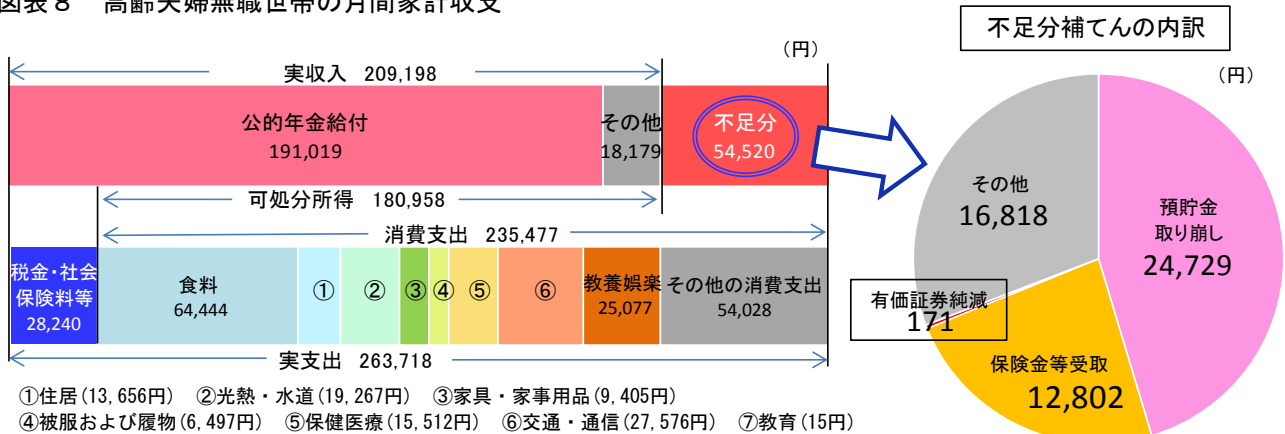
(2) 高齢夫婦無職世帯

高齢夫婦無職世帯（夫 65 歳以上、妻 60 歳以上の夫婦のみの無職世帯）は、実収入が1ヵ月平均 209,198 円で、うち公的年金等が 191,019 円と約 9 割を占め、大半を公的年金等に依存しています。税金・社会保険料等を引いた可処分所得は 180,958 円となっています（図表 8）。

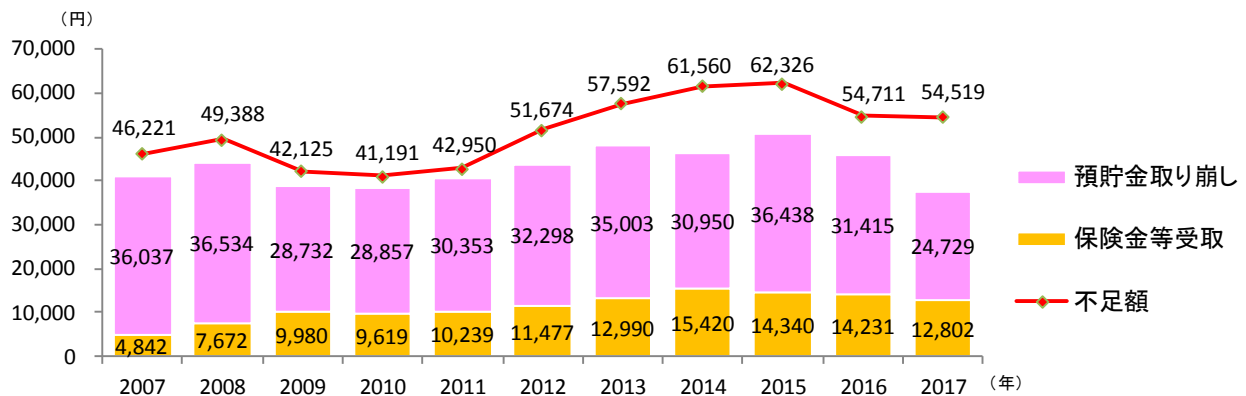
一方、実支出は 263,718 円（消費支出 235,477 円＋税金・社会保険料等 28,240 円）と、月間収支は 54,520 円の不足が発生しています。このため、毎月、預貯金取り崩し 24,729 円、保険金等受取（注） 12,802 円などで補っています。年間では、預貯金を約 30 万円取り崩し、保険金等を約 15 万円受け取っていることとなります。1ヵ月あたりの不足額は前年比では減少しているものの、過去 10 年間では増加傾向にあります（図表 9）。

（注）受取保険金額から支払保険料を差し引いたもの。家計調査では貯蓄的要素のある保険を指しており、個人年金保険や終身保険のほか、企業年金保険等も含まれる。

図表 8 高齢夫婦無職世帯の月間家計収支



図表 9 高齢夫婦無職世帯の月間収支不足額および預貯金取り崩し・保険金等受取の推移

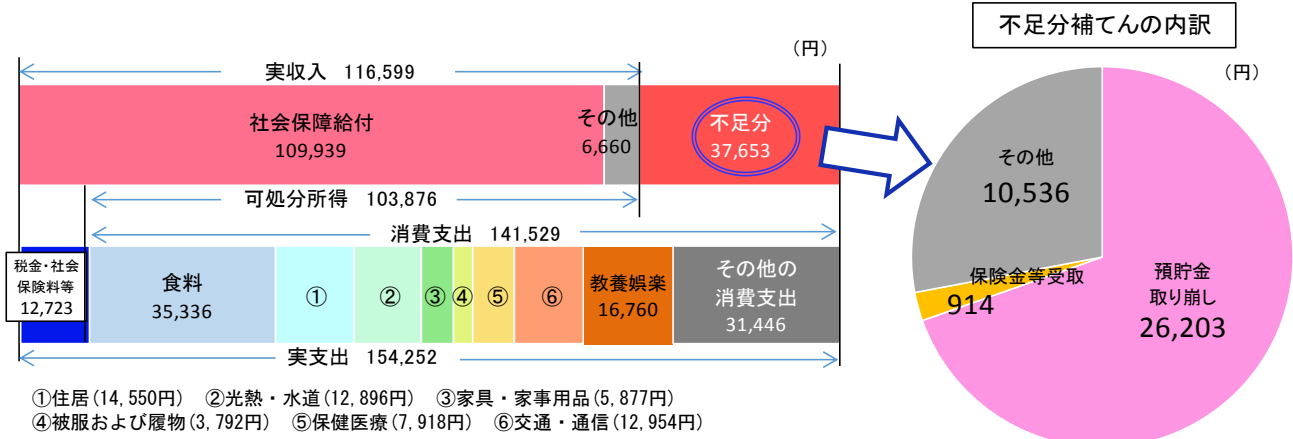


(3) 高齢単身無職世帯

高齢単身無職世帯（公的年金等を受給して生活している 65 歳以上の単身世帯）は実収入が 116,599 円で、そのうち公的年金等の社会保障給付が 109,939 円と 9 割以上を占めています（図表 10）。

月間収支は 37,653 円の不足が発生しており、毎月、預貯金取り崩し 26,203 円、保険金等受取 914 円などで補っています。年間では、預貯金を約 31 万円取り崩し、保険金等を約 1 万円受け取っていることとなります（図表 11）。

図表 10 高齢単身無職世帯の月間家計収支



図表 11 高齢単身無職世帯の月間収支不足額および預貯金取り崩し・保険金等受取の推移

